

申請者向け

特殊車両オンライン申請システムの改修について (令和2年5月18日～運用開始)

1. 車検証照合不可車両の車両番号表示
2. 橋梁照査適合判定の操作手順改善

1)車検証照合不可車両の車両番号表示

- 申請書作成時、車検証情報と照合できなかった車両番号が表示されるようになります。
車検証情報と照合できない例:車検登録前申請(仮ナンバー)、誤入力
- 有効な車検証があるのに車両番号が表示されてしまう場合は、申請書提出時に車検証の写しを添付してください。

■照合不可車両の車両番号表示

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
 入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
 車両情報の入力が完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車種：一般セミトレーラ(ン型) 認証トラックを登録する場合には橋梁照査結果の表示ボタンを押下して認証トラックとしてみなされていることを確認して下さい。

整理番号	軸種	最小回転半径(cm)
◎ 1	軸数:4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸	1200

車検証情報との照合ボタンを押す

車検証情報照合結果表示

型式単位に、車両自重・積載物重量・軸重・乗員数をチェックしています。
 チェック結果は「照合結果」欄に表示されるメッセージを参照してください。

軸種	軸数：5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸
照合結果	車検証情報が未登録のため、照合を行っていない型式があります。 恐れ入りますが窓口での審査を行ったため、必ず車検証をスキャンしたものを添付して提出してください。

車両諸元入力内容				車検証登録内容		
牽引区分	型式	項目名	入力内容	車両番号	項目名	登録内容
車検証情報との照合不可車両 (車両番号)						
	特車	100	か	1111		
	特車	100	か	1112		
	特車	100	か	1113		

申請車両が車検証データベースに登録されていない場合は、どの車両が未登録なのか、対象車両番号を表示

有効な車検証があれば申請書提出時に車検証の写しを添付してください。

2) 橋梁照査適合判定の操作手順改善

- 海上コンテナ車等で、車両諸元編集後に橋梁照査を行うには、申請車両情報登録メニュー画面で「登録」ボタンを押下し、再度申請車両情報登録メニュー画面に入り、「橋梁照査結果の表示」ボタンを押下する操作手順となっていました。
- 今回の改修により、車両諸元編集後「橋梁照査結果の表示」ボタンを押下する操作手順に簡略化されます。

■ 橋梁照査の操作手順の改善

➔ : 新たな操作手順
➔ : 従来の操作手順

車両諸元を編集した直後に橋梁照査が可能となります

従来の「合成車両の表示」ボタン、「登録」ボタンを押下する必要があった

橋梁照査結果の表示ボタンを押す